

利用料金のご案内
(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

営業範囲は、亀岡市・南丹市八木町(神吉・日置・氷所・船枝・諸畑を除く)となっております。

【介護保険基本単位】		
訪問リハビリ	308 単位	1回につき。訪問リハビリ1回20分以上
予防訪問リハビリ	298 単位	1回につき。予防訪問リハビリ1回20分以上
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1回につき)	6 単位	1回につき。7年以上の勤続年数のある者の配置
②リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213 単位	1月で算定
医師が利用者又はその家族に説明した場合上記①②に加えて	270 単位	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位	2日/週を限度として加算

【必要に応じて加算される基本単位】		
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位	1日につき ※退院(所)日等から3ヶ月以内
介護職員等処遇改善加算	単位の合計に1.5%乗じた単位が加算	

※1 退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内の方で、集中して訪問リハビリテーションの実施(1週間に概ね2回以上)を希望する場合に加算されます。

①合計単位

基本単位	体制加算	短期集中リハビリ	利用日数	マネジメント加算	医師説明	合計単位
{(+	+) × 日	+	+	=

※2 地域区分について、亀岡市(6級地)は1単位=10.33円で換算されます。

ご利用料金	①合計単位	処遇改善	地域区分	負担割合	ご請求金額
	()	× 1.5%	× 10.33	×	=

・実際の精算時には端数処理により金額に若干の違いが生じますので、あらかじめご了承ください。

※3 その他の料金として、キャンセル料を徴収する場合があります。キャンセル料は、サービス利用前日の午後5時までに利用キャンセルの申し出がなく、利用をキャンセルされる場合(連絡できる状況でない)と当施設が判断できる場合を除く。例:利用当日、病状の急変により緊急搬送され、独居の為、連絡ができなかった場合。また、上記に類似する状況がある場合)、下記キャンセル料を徴収します。

内容	キャンセル料
介護報酬分	3,000円

